

みんなで築こう 人権の世紀

考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心



亀山東小学校 1年 かきみ ゆうき 垣見 優貴さん



昼生小学校 2年 うった ゆめ 打田 結愛さん



加太小学校 3年 やまし はる 山路 悠月さん



野登小学校 5年 こばやし れな 小林 鈴奈さん



井田川小学校 5年 あさだに ゆり 浅谷 祐里さん



関小学校 6年 よしの みつき 芳野 光希さん



中部中学校 3年 いたう きよか 伊藤 汐花さん

ヒューマンフェスタin亀山

令和2年12月5日（土）、市内各会場で「第16回ヒューマンフェスタin亀山」を開催しました。コロナ禍の中での開催ということもあり、会場を分散するとともに、オンラインで講演を視聴できるようにしました。また、事前申し込み、参加者のソーシャルディスタンスの保持などの対策を行い、会場来場者・オンライン参加者を合わせて、約140名の方にご参加いただきました。

講演会

講師：板垣 淑子さん

（NHK報道局おはよう日本チーフプロデューサー）

テーマ：生きづらさを抱える子どもたち～貧困・格差の現状から～



講演概要（板垣淑子さんの講演内容より抜粋）

新型コロナウイルス感染拡大により、女性・外国人・大学生・高校生など非正規で働く人が真っ先に影響を受けています。なぜ若者がコロナ禍で苦境に立たされているのか。それは「働かざる者食うべからず」を是としてきた社会の側に原因があります。外国人労働者にしても、女性にしても、そして学生にしても、これまでぎりぎりがけっぴちにならされてきた弱い労働者たち……。当事者たちが歯を食いしばって頑張ってきたことで覆い隠されてきた「雇用のゆがみ」を新型コロナウイルスによって露呈させられたのかもしれない。

私はある女子高生との出会いがきっかけで、「高校生ワーキングプア」の問題に注目しました。シングルマザーの母親を助けて、幼い兄弟の面倒を見ながら高校に通い、平日の夜と休日は家計を支えるためアルバイトをしていました。「母親の苦労を少しでも楽にできるなら自分がしていることは大変とは思わない」と当たり前のように明るく笑って語る彼女……。本来「学ぶこと」が本業の高校生たちが家計のために働かざるを得ない状況が生まれています。

コロナ禍で苦境に立たされる、女性、外国人労働者など弱い立場で働いてきた労働者たちの現実を「見えない」ままにしないためにも、現実を取材で明らかにし、報道し続ける必要性を痛感しています。公的な支援の枠組みを構築していくには、まだまだ時間が必要ですが、自らができることを取り組み続けることこそが、私たちの社会が強くなれる力になるのではないでしょうか。

参加者交流会

今回のヒューマンフェスタでは、初めて各会場の参加者による小グループ交流会を行いました。ソーシャルディスタンスを保っての交流でしたが、活発な意見が交わされました。

様々な立場の方が、多角的な視点で意見を交わす場となり、人権意識の啓発につなげることができました。

各会場の様子



亀山市の人権施策

亀山市では、平成25年6月に「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例（亀山市人権条例）」を制定しました。条例では、「一人ひとりが、互いに個性や多様性を認め合い、自らの責任を果たすとともに、思いやりを持って共に支え合いながら、協働して人権尊重のまちづくりに取り組んでいくことによって一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる」としています。こうした人権条例のめざす社会を実現するため、平成27年12月に「人権施策基本方針」を策定し、基本理念を次のように決めました。

**みがこう、人権感覚 広げよう、人権の視点
めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち**

◎現在の、市民団体・市行政等の取組は次のとおりです。（抜粋）

①人権啓発を推進するための施策

- ・第16回ヒューマンフェスタ in 亀山を開催し、人権に関して学ぶ機会を提供しています。また、人権啓発チラシの発行・市広報への人権コラム等を掲載し、人権意識の向上を図っています。

②人権教育を推進するための施策

- ・亀山市内の学校などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めるため、計画的に人権教育を行っています。

③相談・支援体制を充実するための施策

- ・亀山市には9名の人権擁護委員がおり、月3回の人権相談を行っています。また園児～中学生までの子どもたちを対象にした「ケータイ・スマホ教室」や「人権教室」を行っています。

亀山市の人権のあゆみ（抜粋）

2006年（平18）	人権尊重都市宣言
2008年（平20）	亀山市男女が生き生き輝く条例を制定
2011年（平23）	人権に関する意識調査
2013年（平25）	一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例を制定 亀山市人権施策審議会を設置
2015年（平27）	亀山市人権施策基本方針を策定
2018年（平30）	亀山市人権教育基本方針（改訂）

人権相談

亀山市では、人権に関する相談窓口として、人権擁護委員による人権相談、女性相談員による女性相談、社会福祉士等による障がい者相談などの内容に応じたものがあります。（日程については、広報かめやま毎月16日号、マイタウンかめやまをご覧ください。）皆様からお聞きした秘密は厳守します。

なお、それぞれの相談窓口を担当している課・グループでも相談は受け付けていますので、人権に関するお困りごとがございましたら窓口にお電話でご相談ください。

他にも、法務省人権擁護局では、電話相談やインターネット人権相談、SOS ミニレター・メール（小中学生用）も行っています。困ったときには、一人で悩んで抱え込まず、ご相談ください。



- ・みんなの人権110番 0570-003-110
- ・子どもの人権110番 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ・外国人人権相談ダイヤル 0570-090-911
- ・子どもSOS-eメール <http://www.jinken.go.jp>

新型コロナウイルス感染症に関連して —差別や偏見をなくしましょう—

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、医療従事者、またそのご家族等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

○新型コロナウイルス感染症に関連する差別的取扱いの防止について

令和3年2月3日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第13条第2項に、新型インフルエンザ等患者等(注1)に対する差別的取扱い等(注2)の防止に係る国及び地方公共団体の責務(相談支援や啓発など)が定められました。

人権擁護機関では、この規定を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見を解消するための取組を進めています。

(注1) 新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者
と同一の集団に属する者をいいます。

(注2) ア 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったこと
を理由とする不当な差別的取扱い

イ 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

ウ ア、イのほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

令和2年度「人権」に関する絵画・ポスター募集への応募ありがとうございました。



～市役所玄関～

令和2年度も市内小・中学校生からたくさん応募いただきました。人権メッセージが込められた作品は、人権週間中、市役所玄関に設置のデジタルサイネージを活用し展示しました。たくさんの方に見ていただくことができ、大変有意義なものとなりました。

また、現在、市ホームページからもご応募いただいた全作品をご覧いただけます。

次回もたくさんの応募をお待ちしています。

亀山市 生活文化部 文化スポーツ課 文化共生G
〒519-1192 亀山市関町木崎 919 番地 1
Tel 0595-96-1223 FAX 0595-96-2414
E-mail:bunkakyosei@city.kameyama.mie.jp

—— 亀山市人権施策基本方針の基本理念 ——

みがこう、人権感覚 広げよう、人権の視点
めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち